

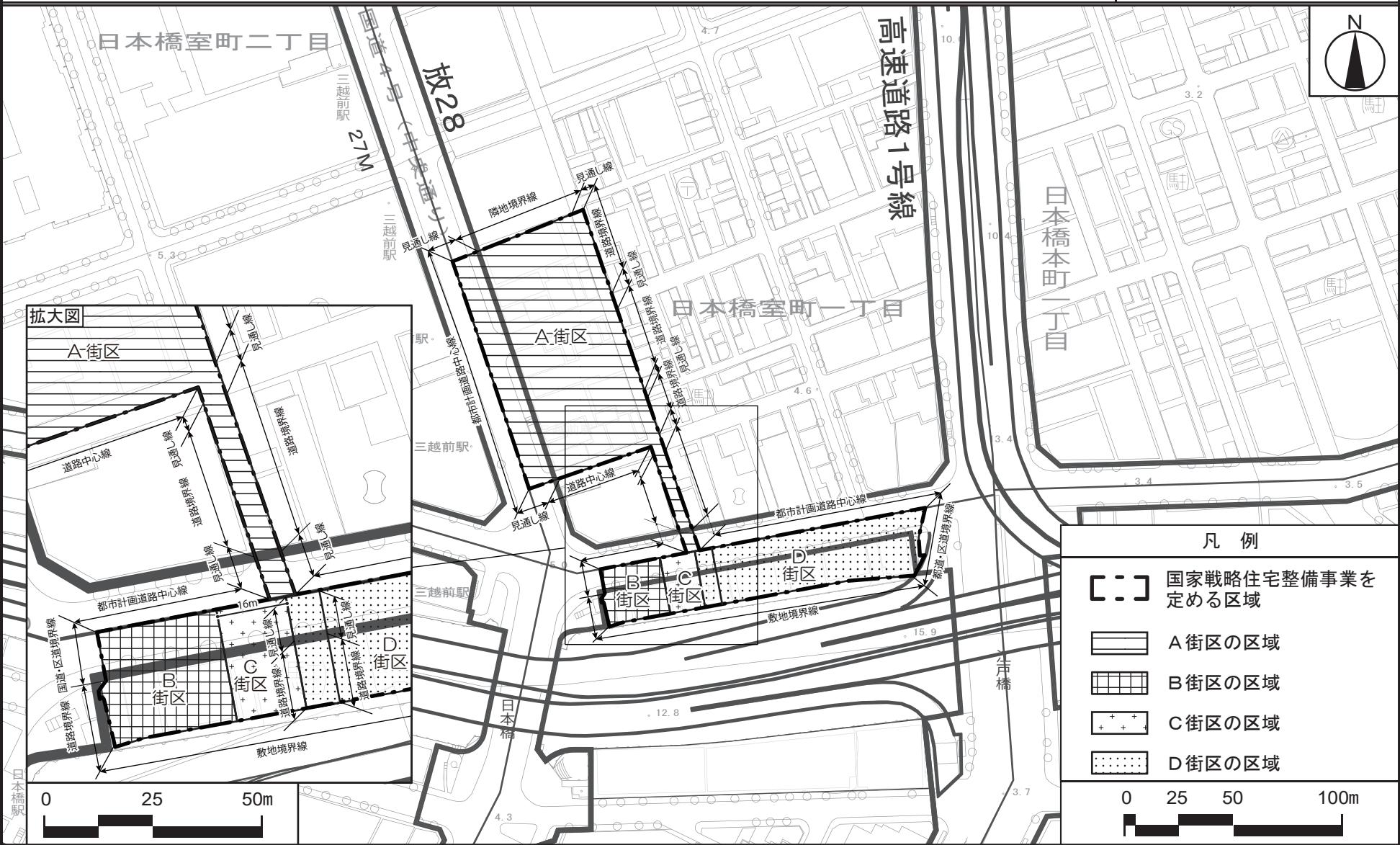
日本橋室町一丁目地区 住宅整備事業

国家戦略住宅整備事業を実施する区域	日本橋室町一丁目地区
その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値	161/10 ※地区全体に対して適用する。
その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法	$V_r = V_c \left(1 + 2 \left(3 \div (3 - R) - 1 \right) \right)$ ただし、$V_r - V_c \leq 300\%$ V_r：その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値（140/10） V_c：都市再生特別地区に定める（当事業による緩和部分を除く。）建築物の容積率の最高限度（131/10） R：建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合（10.26%） ※V_r、V_c及びRは、地区全体に対して適用する。 （地区全体で、$V_r=140/10$、当該住宅はA街区に配置、適正配分後の容積率の最高限度は、A街区195/10、B街区13/10、C街区10/10、D街区10/10）
建築物の敷地内に設けられる空地の要件	敷地面積の2/10 以上かつ道路に接して有効な部分が1/10 以上
建築物の敷地面積の規模	0.4ha 以上

「区域は計画図表示のとおり」

理 由： 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進するため、国家戦略住宅整備事業を定めることについて、国家戦略特別区域法第16条の規定により、東京都都市計画審議会に付議する。

国家戦略住宅整備事業を定める区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基交第957号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）30都市基街都第261号、平成31年1月22日